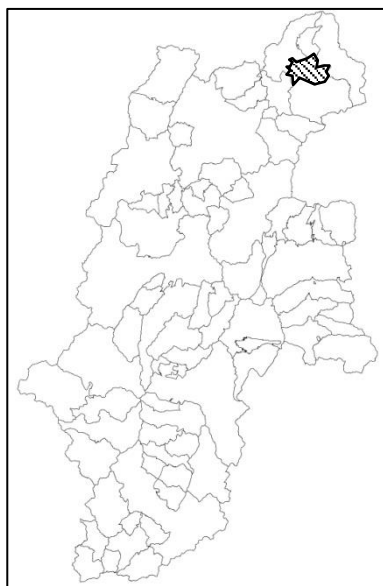


木島平村森林整備計画

計画期間 自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

長野県
木島平村

市町村位置図



出典) 国土地理院ホームページ (<http://www.gsi.go.jp/>)

目 次

I 基本的事項	頁
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	6
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	9
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）	10
1 樹種別の立木の標準伐期齢	10
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
3 その他	12
第2 造林	
1 人工造林	12
(1) 対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	14
(1) 対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	17
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	18
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	19
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	19
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	20
3 その他	21
(1) 間伐を行う際の留意点	
(2) 鳥獣害防止対策	

第4	公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	22
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	22
	(1) 水源涵養機能維持増進森林	
	(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	
2	木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	23
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他	26
	(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
第5	委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	27
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進	28
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	作業路網その他の森林整備に必要な施設	29
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	
3	作業路網の整備	
	(1) 基幹路網	
	(2) 細部路網	
第8	その他	31
1	林業に従事する者の養成及び確保	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	
3	林産物の利用促進のための施設の整備	
Ⅲ 森林の保護		
第1	鳥獣害の防止	32
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	32
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止方法	
2	その他	32
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	32
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	32
	(1) 松くい虫の被害防止	
	(2) カシノナガキクイムシの被害防止	
	(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止	

(4) カラマツ先枯病の被害防止	
(5) その他の病虫害等の被害防止	
2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	33
3 林野火災の予防の方法	33
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	34
IV 森林の保健機能の増進	
1 保健機能森林の区域	35
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	35
V その他森林の整備に必要な事項	
1 森林経営計画の作成	36
(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものと します。	
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2 生活環境の整備	36
3 森林整備を通じた地域振興	36
4 森林の総合利用の推進	37
5 住民参加による森林の整備	37
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	37
7 その他必要な事項	37
(1) 村有林の経営に関する事項	
(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項	
【計画策定の経過】	38
VI 参考資料	
1 人口及び就業構	
(1) 年齢層別人口形態	
(2) 産業部門別就業者数等	
2 土地利用	
3 市町村における林業の位置付け	
(1) 産業別総生産額	
(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額	
4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

ア 位置

木島平村役場：東経138度24分、北緯36度51分、海拔335m

当村は長野県の北東部に位置し、北部は下高井郡野沢温泉村、東部は下水内郡栄村、南部は下高井郡山ノ内町、西部は中野市及び飯山市の2市1町2村と境を接しています。

イ 面積

99.32km²（東西15km、南北11km）

ウ 土地の地目別面積

土地面積の9割を農地・山林でしめている山村地域です。

田	畑	宅地	山林	原野	その他
6.20k m ²	3.48k m ²	1.57k m ²	79.61k m ²	0.72k m ²	7.74k m ²

出典) 概要調書

エ 気象（令和5年中、下高井農林高校観測所）

気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、年平均気温は11℃です。

長野県内でも有数の豪雪地帯で、冬季間の積雪期間は110日間で、積雪深は1.5～2.0mにも達し、積雪期間の平均降水量は1,315mmで、長野市の938mmと比較すると40%も多く、農作物の栽培に適した自然環境を作り出しています。

気温			年間総降水量	風速平均
平均	最高	最低		
11℃	34.3℃	-15.0℃	1,621 mm	1.9m/s

オ 地形・地質

樽川、馬曲川の扇状地の中に26の集落が形成されています。

南に高社山（1351.5m）、東南に高標山（1747.9m）、そして東はカヤの平高原、北は毛無山系と三方を山に囲まれています。

主な地質は、樽川沿いの沖積地が泥・砂・礫層、東部の山岳地域が安山岩類となっており、一部にローム・火山岩屑が分布しています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

当村の森林面積は 8,121ha で、そのうち民有林 31%、国有林 69%の割合を占めています。

民有林の樹種別の割合をみると、広葉樹が最も多く、針葉樹ではその大部分がスギ、カラマツとなっています。千曲川下流森林計画区全体の樹種別の割合と比較すると、スギが多く、広葉樹が少ないことが特徴的で、その他の樹種の割合は同様となっています。

民有林の齢級構成は、10 齢級から 15 齢級以上までの高齢級林分が全体の 85%を占めており、森林資源が充実する一方で、若齢林が少ない状況です。

【人天別森林資源表】

単位：面積(ha)、蓄積(m³)

民 国 別	資 源 量	人工林			天然生林				合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民 有 林	面積	1,456.37	9.28	1,465.65	38.97	1,019.02	22.45	1,080.44	1,495.34	1,028.30	22.45	2,546.09
	蓄積	616,318	488	616,806	7,967	114,755		122,722	624,285	115,243		739,528
国 有 林	面積	1,291.96	6.60	1,298.56	175.10	3,967.34	133.75	4,276.19	1,467.06	3,973.94	133.75	5,574.75
	蓄積	275,786	42,988	318,774	33,186	570,551		603,737	308,972	613,539		922,511
合 計	面積	2,748.33	15.88	2,764.21	214.07	4,986.36	156.20	5,356.63	2,962.40	5,002.24	156.20	8,120.84
	蓄積	892,104	43,476	935,580	41,153	685,306		726,459	933,257	728,782		1,662,039

出典) 民有林面積は令和 6 年 9 月 1 日現在森林資源データ

注) 「未立木」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

注) 四捨五入のため各項の加算値と総数が一致しない場合がある。

民有林の人工林割合 面積 58% 蓄積 83%

【民有林の樹種別構成表】

単位：面積(ha)、蓄積(m³)、比率(%)

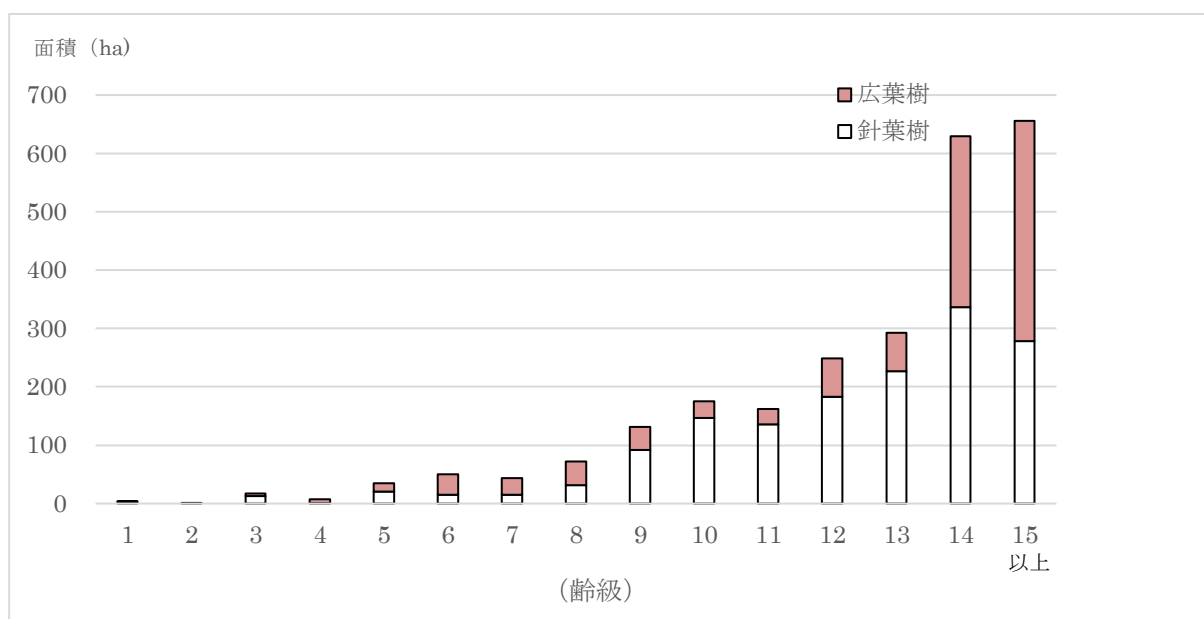
樹種	面積 (ha)		蓄積 (m ³)	
		比率		比率
アカマツ	70.27	3 %	15,932	2 %
カラマツ	399.51	16 %	114,534	15 %
スギ	1,024.53	40 %	493,562	67 %
ヒノキ	0.97	0 %	242	0 %
その他針	0.06	0 %	15	0 %
広葉樹	1,028.30	41 %	115,243	16 %
計	2,523.64	100 %	739,528	100 %

民有林面積は令和 6 年 9 月 1 日現在森林資源データ

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

注) 四捨五入のため各項の加算値と総数が一致しない場合がある。

【民有林人工林の齢級別構成グラフ】



出典) 令和6年9月1日現在森林資源データ

② 森林の所有形態

当村の民有林の大部分は私有林となっており、その中でも個人有林が全体の約5割と最も多くの面積を占めていますが、北信地域振興局管内の他市町村と比較して、団体有林の比率が約3割と比較的高いことが特徴です。

公有林は約10%を占めており、その大部分が村有林となっていますが、県営林はありません。

【民有林の所有形態】

単位：面積(ha)、蓄積(m³)、割合(%)

所有形態別		面積		蓄積	
		面積	割合	蓄積	割合
公有林	県	0.24 ha	0 %	28 m ³	0 %
	市町村	236.99 ha	9 %	58,262 m ³	8 %
	財産区	12.18 ha	1 %	4,690 m ³	1 %
	計	249.41 ha	10 %	62,980 m ³	9 %
私有林	集落有林	110.23 ha	4 %	37,981 m ³	5 %
	団体有林	708.87 ha	28 %	205,779 m ³	28 %
	個人有林	1,267.29 ha	50 %	385,942 m ³	52 %
	その他	210.29 ha	8 %	46,846 m ³	6 %
	計	2,296.68 ha	90 %	676,548 m ³	91 %
合計		2,546.09 ha	100 %	739,528 m ³	100 %

出典) 民有林面積は令和6年9月1日現在森林資源データ

注) 「その他」は、会社、共有、社寺、不明の合計です。

③ 林業労働力の現状

当村管内の素材生産は、北信地域振興局管内で栄村を除く2市1町2村を管轄する広域森林組合である北信州森林組合が主に実施しています。

また、当村には北信州森林組合以外の素材生産業者が1社、ほかに製材業者が1社

と、生産された素材を加工する体制が整っています。

林業機械については、特に近年、北信州森林組合がプロセッサ、フォワーダ、スイングヤード等の高性能林業機械の導入を進めています。

【事業体別林業従事者数】

単位：人数(人)

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	52	28	北信州森林組合全体
素材生産業	1	5	4	
製材業	1	20	20	
合計	3	77	52	

出典) 令和5年度林業事業体調査・令和5年度木材流通調査・令和6年度北信州森林組合総会資料

【林業機械等設置状況】

単位：台数(台)

機械名	森林組合	会社	個人	その他	計
プロセッサ	3				3
ハーベスタ	2				2
フォワーダ	5				5
スイングヤード	4				4
合計	14				14

出典) 令和6年度林業機械の保有状況調査

注) 北信州森林組合は広域森林組合であるため、表中の台数は組合全体のものです。

④ 林内路網の整備状況

当村の林道密度は、17.7m/ha であり、北信地域振興局管内の市町村の中で最も林道の整備が進んでいます。

また、近年の搬出間伐の推進に併せ、森林作業道の開設が進んでおり、森林作業道密度も北信地域振興局管内の市町村の中で最も高くなっています。

【路網整備状況】

区分	路線数	延長		密度	
			うち舗装		
基幹路網	公道	— 路線	23,788 m	m	9.3 m/ha
	林道	15 路線	46,175 m	22,294 m	18.1 m/ha
	林業専用道	路線	m	m	m/ha
	計	15 路線	69,963 m	22,294 m	27.5 m/ha
	森林作業道	28 路線	41,512 m	m	16.3 m/ha
	合計	43 路線	111,475 m	22,294 m	43.8 m/ha

出典) 民有林林道事業実績調べ, 作業道等現況調査

⑤ 保安林の配備の実施状況

民有林に占める保安林の割合は、全県の34%、千曲川下流森林計画区の25%と比較して、17%と少ない状況です。

保安林種は、水源かん養保安林が最も多く、次いで干害防備保安林、土砂流出防備保安林となっています。

【民有林の保安林配備状況】

保安林種	面積(ha)	民有林に占める割合
水源かん養保安林	358.14	14.1%
土砂流出防備保安林	25.18	1.0%
干害防備保安林	34.99	1.4%
なだれ防止保安林	17.97	0.7%
合計	436.28	17.1%

出典) 令和6年度長野県民有林の現況

(3) 森林・林業の課題

高齢化、山を知らない世代、村外への転出、「山守り」あるいは「世話人」の不在等により、自己所有地の境界がわからない山林所有者が増加し、山離れに更に拍車をかけ、集落の連帯感の低下にもつながっています。

補助制度等を活用して山林境界を明確化し、集約化と団地化を図り、作業が効率よく行えるよう、条件整備を進める必要があります。

これまでの森林整備は保育事業が主体でしたが、森林の成熟を迎え搬出による整備へ移行していくことになります。このため、生産性の向上を図るためには林内路網の整備が不可欠であり、補助制度を活用した基盤整備に力を入れていくことが求められます。

木材の需要拡大については、地域内の林業、製材業、建築業が連携し、地域材を使った家づくりを目的に取り組んでいるグループ等の活動を支援し、地域材が村内の木造住宅へ供給できるシステムの構築と公共施設等の木質化等を推進し、地域の林業と木材産業の振興を図る必要があります。

また、幼少期の経験としてみどりの少年団活動等を通じ、子どもの頃から山との関わりをもち、将来にわたって林業、林産、木材産業に携わる人材を育成していくといった教育的な側面も考えていく必要があります。

森林病虫害対策については、松くい虫の被害が発生しています。アカマツ林については、代替樹種や広葉樹林への転換を検討する必要があります。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、千曲川下流地域森林計画の「Ⅱ計画事項」の「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

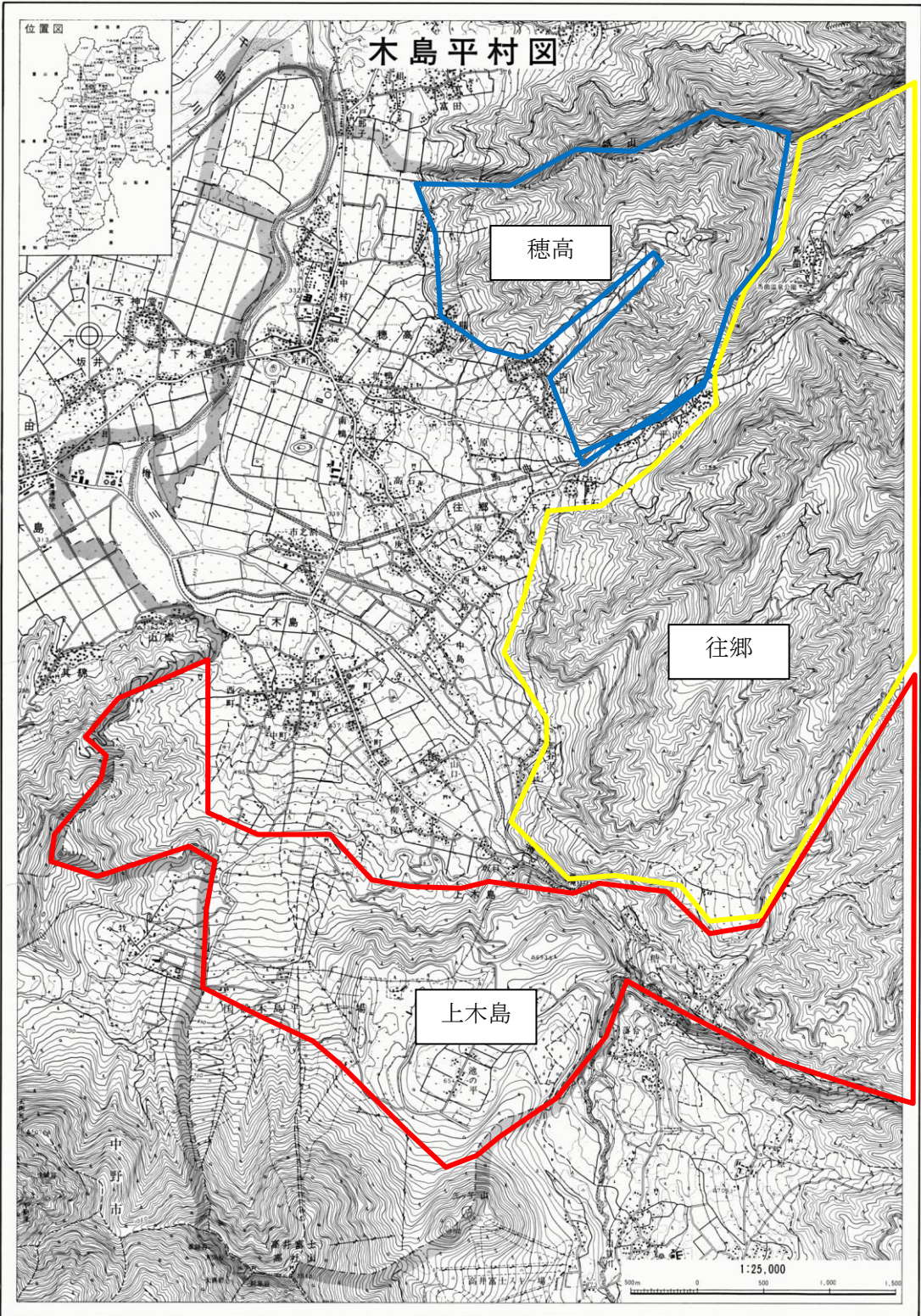
具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の主な施業の方法	設定理由
上木島	水源涵養 木材生産機能維持増進 山地災害防止/土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	間伐・植栽	人工造林の計画箇所を含めた更新地域。
往郷	水源涵養 木材生産機能維持増進 山地災害防止/土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	間伐	経営計画に基づく森林整備を積極的に進める地域。
穂高	水源涵養 木材生産機能維持増進 山地災害防止/土壌保全	達成・未達成	誘導・維持	間伐	保育を主体とした整備地域。

平成五年十月



株式会社協同測量社調製

木島平村



上木島地区森林整備



往郷地区木材生産地域



カヤの平高原植樹



伐採体験 (地元小中学生を対象とした木育事業)



製材所見学



穂高地区加工・製材所



往郷地区加工・製材所

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

現状の森林整備は森林組合が事業の主体となって活動しています。豊富にある森林資源について現状は地域の産業として利用されていない状況ではありますが、今後の森林整備事業では従来の切捨てではなく、搬出により木材を利用するという流れになっています。長期間手をかけられて育った木材については有効な利活用を図るものとし、地域内においても木材の利用が図られるよう、原木によるきのこ栽培、地域産業でもある菌床きのこの培地作り、建築用木材、木質バイオマス等について今後の普及を図るべく調査を行うものとしします。

今後特に重要視するところとして、村内産材を木材として地域で利用すべく方針を立てるものとしします。木島平産木材について今後は住宅材への利用など、積極的に村内の森林整備を行うことで発生する木材の利用についても、木材価値を高めるため取り組んでいく事としします。

また、国有林との森林整備推進協定に基づき森林整備を進めるとともに、長野県下高井農林高校と演習林の使用について協定を結んでおり、林業後継者育成を引き続き支援します。

都市住民との交流の一環として、本村でも各種体験ツアーが企画され、農業体験プログラムが充実していますが、森林をフィールドとした取り組みをカヤの平高原で実施しています。このような林業体験活動の他、教育、福祉、保健等各分野と連携し、環境学習や健康増進につながる総合的な森林活用に取り組んでいきます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

北信森林管理署、長野県北信地域振興局、村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採（間伐を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、たうで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区分	主伐の方法の内容
皆伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い更新を図りながら環境の改変を小さくする作業方法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【主伐の留意事項】

区分	留意事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の幅を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上（周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地、人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択伐	<ul style="list-style-type: none"> ① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未滿とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未滿とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとし、特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制

定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認することとします。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は、地域振興局 市町村認定計画は、市町村)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注)「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県北信地域振興局の林業普及指導員等(以下、林業普及指導員という)の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘察し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や市町村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽(疎仕立て)の導入に努めることとします。

また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数(本)目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注)保安林にあつては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付け	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズノカバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)

ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ科)	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ(リョウブ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径(参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方法	内容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。

また、必要な場合は、長野県北信地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 天然更新の完了判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

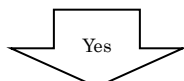
また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

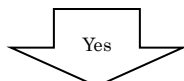
「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

○「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例

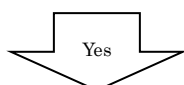
- 1 現況が針葉樹人工林である



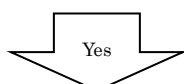
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)



- 3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



- 4 林床に更新樹種が存在しない
- ・過密状態にある森林
 - ・シカ等による食害が激しい森林
 - ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積 (ha)	備考
該当なし		林床の植生地質等の状況から該当する森林の所在が判明したら追加する。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)によるものとします。
- イ 天然更新の場合
2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が 5 年生の時点で 3,000 本/ha 以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) ()内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～ 7月上旬 (2回目) 7月下旬 ～ 8月下旬	2年生 ～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
枝打ち	スギ ヒノキ	11月 ～ 5月	11年生 ～ 30年生	最大8 mまで に必要な 回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月(9月) ～ 7月(3月)	11年生 ～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬 ～ 7月上旬	11年生 ～ 30年生	必要に 応じて 2～3 回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

次の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表2に定めます。

イ 森林施業の方法

当該森林の区域については、次の伐期齢の下限に従った長伐期施業または複層林施業を推進すべき森林として定めます。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他広葉樹
山地災害防止、土壌保全機能維持増進森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち、林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施業の方法
植 栽		主伐後の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
間 伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
主 伐	林 齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	3い、3ろ、3は、4い、4ろ、6い、6ろ、6は、7い、7ろ、7は、7に、7ほ、8い、8ろ、8は、8に、8ほ、8へ、10は、10ほ、11へ、13い、13に、14ろ、14は、14に、16ろ、16は、16に、16ほ、18ろ、18に、18と、18ち、18り、18ぬ、19い、19に、19ほ、19へ、19と、20い、20ろ、20は、20に、20ほ、21に、22い、22ろ、22は、22に、22ほ、22へ、22と、22ち、23い、23ろ、23は、23に、24は、24に、24ほ、25い、25ろ、25は、25に、26い、26ろ、26は、26に、26ほ、26へ、26ち、27い*、27は、27に、27ほ*、28い*、28ろ、28は、28に*、28ほ*、28へ、30に*、31い、31ろ、31に、31ほ、32い*、32ろ、32は、32に、32ほ*、33い、34い、34ろ、34は、36い、36ろ、36は、36に、36ほ、36へ、38い、38ろ、38は、38に、39ろ、39は、40ろ、40は、40に、41い、41ろ、41ほ*、42い、42ろ、42は、42ほ、43い、43ろ、43は、43に、43ほ、44い、44ろ、44は、44に、44ほ、44へ、46い、46ろ、46に、46ほ、46へ、46と、47い、47ろ、48い、48ろ、49い*、50い、51い、51ろ、52い	1,585.23

注) 林小班の後ろに * が記載されている場合はその林小班の一部のみ

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
維持増進森林 山地災害防止 ～土壌保全機能	長伐期施業を推進すべき森林	1ほ、1へ、9い、9ろ、9は、9に、10い、10ろ、10に、11い、11ろ、11は、11に、11ほ、12い、12ろ、12は、13ろ、13は、14い、14ほ、15い、15ろ、15は、16い、16へ、17い、17ろ、17は、18い、18は、18ほ、18へ、19ろ、19は、21い、21ろ、21は、21ほ、27い*、27ろ、27ほ*、27へ、27と、28い*、28に*、28ほ*、30い、30ろ、30は、30に*、30ほ、30へ、31は、32い*、32ほ*、37い、37ろ、37に、39い、41は、41に、41ほ*、42に、45い、45ろ、45は、45に、45ほ、46は、49い*、49ろ、49は	681.22

注) 林小班の後ろに * が記載されている場合はその林小班の一部のみ

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区分	公益的機能区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	皆伐	1い、1ろ、1は、1に、1ち、2い、2ろ、2は、4は、5い、5ろ、5は、5に、5ほ、23ほ、23へ、24い、24ろ、25ほ、25へ、29い、29ろ、29は、35い、35ろ、35は、35に、35ほ、37は、40い、43へ	268.17
	水源涵養	伐期の延長を推進すべき森林	3は*、23ろ、23は、23に、24は、24ほ、25い、25ろ、25は、25に、26い、26ほ、26へ、26ち、27い*、27は、27に、28ろ、28は、28へ、30に*、31い、31ろ、31に、31ほ、32い*、32ろ、32は、32に、32ほ*、34い、36い、36ろ、36は、36ほ、38い、38に、40ろ、42い、42ろ、42は、42ほ、43い、43ろ、43に、43ほ、44い、44ろ、44は、44に、44ほ、44へ、46い、46ろ、46に、46ほ、46へ*、46と、48い、48ろ、49い*、51い、51ろ、52い	722.96
	山災/土保	長伐期施業を推進すべき森林	21ほ*、27へ*、30い*、30ろ*、30は*、30ほ*、30へ*、31は*、37に、42に*、45い、45ろ、45は、45ほ、46は*、49ろ*、49は*	104.57

区分	公益的機能区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特に効率的な施業が可能な森林の区域	なし	皆伐 ※人工林において主伐した場合は、原則として、植栽による更新を行うこと。	1い、1ろ、2い、2ろ、2は、4は、5ろ、5は、5に、5ほ、23ほ、23へ、24ろ、25ほ、25へ、29は、35い、35ろ、35は、40い	188.56
	水源涵養	伐期の延長を推進すべき森林 ※人工林において主伐した場合は、原則として、植栽による更新を行うこと。	23ろ、23は、23に、24は、24ほ、25い、25ろ、25は、25に、26い、26ほ、26へ、26ち、27い*、27は、27に、28ろ、28は、28へ、30に*、31い、31ろ、31に、31ほ、32い*、32ろ、32は、32に、32ほ*、34い、36い、36ろ、36は、36ほ、38い、38に、40ろ、42い、42ろ、42ほ、42ほ、43い、43ろ、43に、43ほ、44い、44ろ、44は、44に、44ほ、44へ、46い、46ろ、46に、46ほ、46と、48い、48ろ、49い*、51い、51ろ、52い	720.30	
	山災/土保	長伐期施業を推進すべき森林 ※人工林において主伐した場合は、原則として、植栽による更新を行うこと。	30い*、30ろ*、30は*、30ほ*、30へ*、31は*、37に、42に*、45い、45ろ、45は、45ほ、49ろ*、49は*	98.71	

注) 林小班の後ろに * が記載されている場合はその林小班の一部のみ

※ 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当村では、森林林業関係のNPO法人は存在していないが、今後、要望があれば、施業実施協定の参加を推進するために支援を行います。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林経営の規模拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業者による森林経営計画については、往郷、上木島地区での集約化を重点的に進め、更に他の地区への普及を図り、持続的な森林経営を推進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業者、特定非営利活動法人（NPO 法人）、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業者との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進しています。

なお、往郷地区の四ノ宮地域では平成24年3月に中部森林管理局北信森林管理署、北信州森林組合と村の3社の森林整備推進協定を締結し、850haの施業団地について整備を進めています。また、他の国有林近接地においても民・国連携による森林施業の共同化を検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	
急峻地 35° 以上	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知
林道技術基準	平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成23年4月15日付け23信木第39号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日付け23信木第542号林務部長通知
林業専用道作設指針の運用	平成27年3月26日付け26林整整第845号林野庁森林整備部長

イ 基幹路網の整備計画

単位：延長(km)、面積(ha)

開設/拡張	種類	区分	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	清水平	700	20	231	○	02140	局部改良 法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	猿ヶ沢	200	4	118		03489	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	中の沢	100	2	57		40160	法面保全 局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	三沢	100	2	75		04022	法面保全 局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	内山	100	2	180		04785	法面保全 局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	カヤの平	1,000	5	297		03184	法面保全 局部改良
拡張(舗装)	自動車道	林道	猿ヶ沢	386		118		03489	
拡張(舗装)	自動車道	林道	谷上			92		04619	
拡張(舗装)	自動車道	林道	内山	1,410		180		04785	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成23年8月1日付け23森推325号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成24年3月23日付け23信木第542号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や（一財）長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	緩中傾斜地	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	（車両系システム） チェーンソー、ハーベスタ → フォワーダ → グラップル、トレーラー
	急傾斜地	（車両系システム） チェーンソー、プロセッサ → フォワーダ → トラック	（架線系システム） チェーンソー → スイングヤーダ、タワーヤーダ → グラップル、トレーラー
造林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル（バケット）、レーキ
	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

施設の種類の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材・加工施設	中村	6,300m ³		中村			
製材・加工施設	市之割	3,200m ³		市之割			

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、木島平村森林整備計画等の対象森林の全域において対象鳥獣による森林被害が無い場合、当該市町村森林整備計画等における鳥獣被害防止森林区域の設定はしません。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

2 その他

現状では鳥獣による森林の被害はないものの、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの被害情報の収集を続け、必要に応じて鳥獣害防止森林区域を設定します。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、伐倒駆除、薬剤散布等の各種予防事業、守るべき松林周辺部の樹種転換を組み合わせながら講じます。

主伐、間伐、更新等について、「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付け3森推第838号長野県林務部長通知）」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシの被害防止

被害発生状況の監視体制を整備し、被害木早期発見のための情報収集やモニタリングを行います。

防災上、景観上維持すべきナラ林については、樹幹注入による予防及び伐倒した被害木のくん蒸処理や破砕による駆除を実施するほか、被害を受けやすい高齢級の大径木の積極的な利用を行うなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

人家及び道路等のライフライン付近では被害木の伐倒を行い、倒木被害の発生を防止します。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

幹材へのトビグサレ被害が発生しないよう、林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対象 個体群	現状	対策
ニホンジカ	その他の地域	ニホンジカの被害が少ない地域ではあるが、今後被害の拡大が懸念される。	①拡大防止の観点から、個体数調整の重要性を周知し、市町村、猟友会などと協議の上、個体数調整による捕獲に積極的に取り組む。 ②近接する新潟県、群馬県と連携を図る。 ③防護柵設置等による被害防除
ツキノワグマ	越後、三国	推定生息数は増加している。不必要な殺処分は行わない。	①市町村は、地域振興局、猟友会支部、警察署、クマ対策員、鳥獣保護員等関係者と連携し、対策を進める。 ②樹皮の剥皮防止のためのテープ巻き・ネット巻きを実施する。 ③緩衝帯整備によるすみ分け
ニホンザル	上信越高原	生息分布に大きな変化は見られない。	①人間への依存が著しく、不特定の個体が農林業被害を与える場合、人身被害のおそれがある場合、農地に定着し恒常的に被害を出している場合は、捕獲も検討。 ②餌やりの禁止。
ニホンカモシカ	日光・越後・三国	平均生息密度に大きな変動はみられない。	① 地域個体群の維持を図りつつ、農林業被害の軽減を図る。 ②日光・越後・三国地域個体群については隣県の群馬県、新潟県と連携を図りつつ保護管理を進める。
イノシシ	全域	林産物（きのこ等）の被害がある。	① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 効果的な被害防除の実施 ③ 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発や広報等により、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業者や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、木島平村では、火入れの許可に当たっては、下記のことには留意します。

項目	内容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）
許可条件	期間（7 日以内） 面積（1 件当たり 5ha 以内） 従事者（1.0ha まで 15 人以上） ※ 1.0ha を超える場合は、超える部分の面積 1.0ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 7 日前までに木島平村長に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ（野焼き）を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図（ないときは担当に相談） ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負（委託）契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
	該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法			
	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業	
植 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。			
間 伐	単層林である場合、 $Ry0.85$ 以上の森林については、 Ry が 0.75 以下となるよう間伐する。			
伐 採	林 齢	標準伐期齢以上		
	方 法	伐採率70%以下の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐 	
	立木材積	標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。
		伐採材積が年間成長量(カマルツキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。		
立木材積は、下層木を除いて $Ry0.75$ 以上、伐採材積は、 $Ry0.65$ 以下となるよう伐採する。				

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

- ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が広告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林経営計画において、区域計画を作成できる区域となります。(一体整備相当区域)

今後、往郷及び上木島地域を中心に経営計画を立てる上で区域計画の方が効率的に施業を行う事が出来るため下記の通り区域を定める。

区域名	林班	区域面積(ha)
往郷	22～28、30～36、48、49	842.58ha
上木島	37～45、47、50～51	613.15ha
穂高	3、4、7、8	164.89ha

2 生活環境の整備

当村の宅地は他地域と比較した場合、価格の面では有利であり、需要もあることから、土地利用計画に基づいた宅地の分譲を進めます。また、これまで一戸建てに偏っていた若者住宅建設を、集合住宅に転換し新規林業従事者等の需要に応えます。

当村に点在する空家の情報収集や情報提供に努め、UJI ターン者に対して住宅をあっせんするとともに、情報通信システムを利用した情報の交換を行い、地域産業や景観にあった住宅建築を推進します。

3 森林整備を通じた地域振興

特用林産物は作り手の減少と共に年々生産量も減少していますが、原木栽培によるナメコ、シイタケが生産されています。また生産量は少ないが、ネガマリダケ、栗、くるみ、山菜も生産されています。これらの農産加工工場など既存小企業の振興を図るとともに消費拡大を図ります。

4 森林の総合利用の推進

近年、環境問題への関心の高まりから、企業、学校、NPO等による緑を守り育てる活動が活発になっています。これら多様な主体による環境保全活動を森林整備に生かすとともに、村及び活動主体が相互に高めあう効果を期待します。

5 住民参加による森林の整備

カヤの平高原においては、牧場用地として国有林を借り受けていますが、放牧頭数の減少に伴い現状利用されていない用地が存在しています。この用地については、国に返還するため、平成25年度からNPO法人及び民間企業と森林(もり)の里親協定を結び毎年在来種であるブナの稚樹の移植作業を行っており、今後も健全な森林づくりや交流による地域の活性化を推進します。

また、個人有林を守るため、近隣所有者で組織されている林道愛護会が8団体あり、毎年1~2回程度林道整備を行っています。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

木島平村森林経営管理制度実施方針を作成し、方針に基づいた森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

7 その他必要な事項

(1) 村有林の経営に関する事項

本村が所有している森林については、隣接する民有林と共に森林経営計画を策定し、北信州森林組合を中心に森林整備を実施していく事とします。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

木島平村には埋蔵文化財包蔵地が24ヶ所あり、遺跡分布図により確認することができます。当該地において森林整備・施設整備を実施する場合は事前に木島平村教育委員会に協議してください。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和6年12月12日	役場打合せ	北信地域振興局 櫻井聡一郎 北信州森林組合 尾淵義輝 関真一 宮崎則明

2 公告・縦覧期間

令和7年2月7日～令和7年3月3日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名	備考
産業課農林係	主事	芳川智樹	計画樹立

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所属	課・係	職	氏名	備考
北信地域振興局	林務課普及林産係	森林保護専門員	前澤まゆみ	計画樹立

5 計画の公表計画

公表の方法	時期	備考
市町村公式WEBサイト	計画樹立後1ヶ月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態（令和6年4月1日時点）

項目	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	4年	4,234	2,048	2,186	446	221	225	371	191	180	532	273	259	1,096	553	543	1,789	810	979
	5年	4,182	2,031	2,151	443	224	219	377	201	176	509	256	253	1,069	537	532	1,784	813	971
	6年	4,043	1,965	2,078	408	207	201	349	187	162	479	237	242	1,037	520	517	1,770	814	956
構成 比 (%)	4年	100	48	52	11	5	6	9	5	4	12	6	6	26	13	13	42	19	23
	5年	100	49	51	11	6	5	9	5	4	12	6	6	26	13	13	42	19	23
	6年	100	49	51	10	5	5	9	5	4	12	6	6	26	13	13	43	20	23

出典) 長野県毎月人口異動調査

(2) 産業部門別就業者数等

項目	年次	総数	第1次産業				第2次 産業	第3次 産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数(人)	H22	2,553	637	18	4	659	576	1,318
	H27	2,595	654	13	3	670	564	1,342
	R2	2,326	460	12	3	475	471	1,380
構成比 (%)	H22	100	25	0.7	0.1	26	19	52
	H27	100	25	0.5	0.1	26	22	52
	R2	100	20	1	0.1	21	20	59

出典) 令和2年長野県統計書

2 土地利用

項目	年次	総土地 面積	耕地面積			林野面積			その他 面積
			計	田	畑	計	森林	原	
面積 (千㎡)	H22	99,311	10,291	6,374	3,917	80,306	79,491	815	8,714
	H27	99,321	10,158	6,314	3,844	80,409	79,508	901	8,754
	R2	99,321	9,913	6,275	3,638	80,674	79,746	928	8,734
構成比 (%)	R2	100	10	6	4	81	80	1	9

出典) 令和2年長野県統計書

3 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

区分		生産額（百万円）
総生産額（A）		9,059
内 訳	第1次産業	1,520
	うち 林業（B）	—
	第2次産業	3,456
	うち 木材・木製品製造業（C）	—
第3次産業		4,083

出典) 第1次産業：2015 農林業センサス

第2次産業：H30 工業統計調査

第3次産業：H24 経済センサスー活動調査

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

全製造業（A）	事業所数		従事者数（人）	現金給与総額
うち木材・木製品製	2		28	—
B/A	%		%	%

出典) 2020 年長野県工業統計調査

4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無
該当なし			